

2012 年 10 月 21 日

厚労省検討部会
構成員 各位

東京保険医協会
会長 拝殿 清名
勤務医委員会
委員長 細田 悟

件名：医師法第 21 条の誤った法解釈を正す件

貴職におかれては、厚労省「医療事故に係る調査の仕組み等のあり方に関する検討部会」にて、医療安全の推進と医療事故の再発・防止に向けた仕組み作りにご奮闘されておられることに敬意を表します。

さて、10 月 26 日に開催が予定されている「第 8 回医療事故に係る調査の仕組み等のあり方に関する検討部会」では、前回第 7 回検討部会から持ち越しとなった「捜査機関との関係について」論議がなされることと推察致します。

既にご存知のように現行の医師法には、「異状死の届出義務」という法律は存在せず、第 21 条に「異状死体等の届出義務」が存在するところです。したがって、医療事故に係る調査の仕組み等のあり方に関し、「捜査機関との関係」においては、医師法第 21 条に規定する「異状死体等の届出義務」の正確な解釈と運用が重要な論点になるものと予想されます。

つきましては、医師法第 21 条に規定する「異状死体等の届出義務」の正確な条文解釈と最高裁判決に係る法解釈のあり方に関する参考資料をここに添付のうえお送りさせていただきますので、次回第 8 回検討部会に向けましてよろしくご検討、ご配慮いただきたくお願い申し上げます。

なお、本件に関するお問い合わせにつきましては、下記にお願い致します。

本件に関するお問い合わせ：

東京保険医協会 事務局

組織部/勤務医委員会担当次長 小形（オガタ）

連絡先住所

〒160-0023 新宿区西新宿 3－2－7 KDX 新宿ビル 4 F

電話及び FAX 番号

Tel 03-5339-3601 fax 03-5339-3449

以上